

60代以上の交通労働災害を防止しよう!

「体力に応じた交通労働災害防止対策を進めよう」

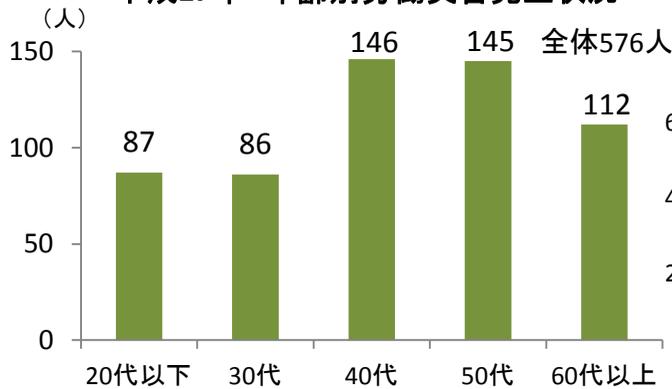
平成27年の大阪府内で休業4日以上交通労働災害(道路上)の死傷者数は、**576**人(内死亡者数8人)で、そのうち60代以上の労働者は、**112**人(内死亡者数2人)となっています。

平成28年1月15日の長野県軽井沢町でのバス転落事故の運転者も、60代以上の労働者でした。

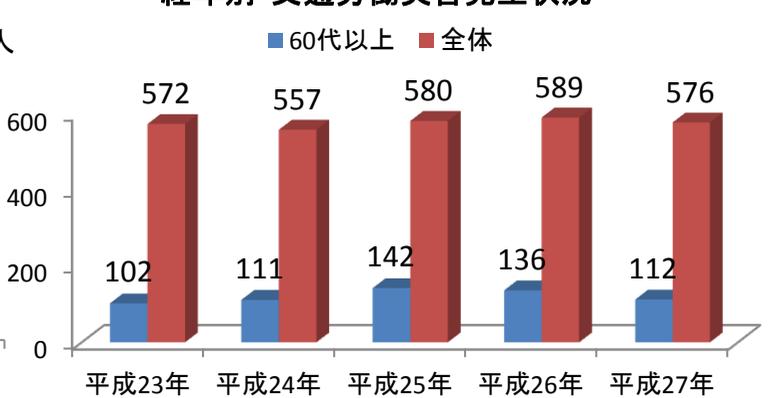
今後定年の年齢が延長されることなどで、60代以上の就労者数の増加が予想され、この年代の労働者の交通労働災害防止をはじめとした安全管理は、事業の経営上においても極めて重要です。

労使が協調して、安全で、安心して働ける職場環境を作りましょう。

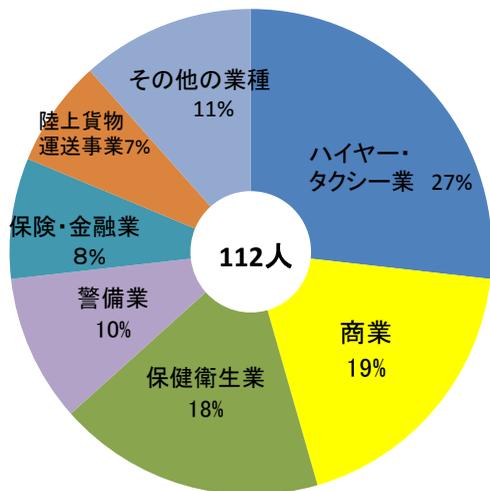
平成27年 年齢別労働災害発生状況



経年別 交通労働災害発生状況



平成27年 高年齢労働者の業種別発生状況



業種別発生状況

- ハイヤー・タクシー業 30人
- 新聞販売業を含む商業 21人
- 社会福祉施設を含む保健衛生業 20人
- 警備業 11人

陸上貨物運送事業だけでなく、多くの業種で発生しています。

- 自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者など、全ての業種で交通労働災害防止対策を実施することが重要です。

交通労働災害防止対策(裏面参照)を実行しましょう!

60代以上の労働者の交通労働災害事例 (27年死亡事故例)

番号	発生月	業種	性別	年齢	職種	経歴	事故の型	起因物	発生状況
1	9月	道路貨物運送業	男	60代	運転者	37年	交通事故(道路)	トラック	公道をトラックを運転して走行していたところ、右折すべき交差点を直進し、工場の門扉を突き破って建物に衝突した。
2	10月	ハイヤー・タクシー業	男	70代	運転者	30年	交通事故(道路)	乗用車	高速道路を乗客を乗せタクシーを運転して走行していたところ、出口の左カーブの側壁に激突した。

「高齢者に配慮した交通労働災害防止のすすめ方」の概要

高齢者の安全健康の確保（事業者としての配慮）

老化は、誰にも不可避な変化で、個人差が大きいものです。

高齢になっても元気に生き活きと働くことができるように職場環境を整備しましょう。

事業者は、労働者が年齢とともに心身機能が変化することを踏まえ、それらに対応した交通労働災害など労働災害を防止するために以下に示すような配慮をしましょう。

第1 視野、視力変化への配慮

- 1 50代以上の運転者に定期的に目の機能チェックで、自身の目の状態を自覚させる
- 2 横からの自動車や人は見えにくくなるので、左右の確認は顔をその方向に向ける等必要な指導をする
- 3 広い道に出る時はより安全を確認することも配慮し、手前で一度停止し、ゆっくり出て停止して顔を左右に動かす等、より安全性の高い方法を検討する
- 4 白内障予防の紫外線対策として薄い色のサングラスの着用を指導する

第2 関節組織、筋力の変化への配慮

- 1 腰痛防止の作業方法を指導する
- 2 持ち運びの荷役作業では、重量、作業量を事前に確認する
- 3 長時間運転後は、次のことに配慮する
 - ① 運転席から降りる際は長時間運転の影響が考えられるので、慎重に降りるよう注意喚起する
 - ② 運転席での運動や降りたあとのウォーキング等で縮まった体の回復を行うよう指導する
 - ③ すぐには荷役等負担の大きな作業を行わせない
- 4 長時間連続運転とならない走行計画を作成するとともに、頻繁に休憩を取らせる
- 5 加齢による筋力低下で反応が遅れるため、車間距離をあけて走行することを指導する
- 6 年齢とともに股関節周りの筋肉が低下するので、日常的にウォーキングや体操を行うよう指導する



第3 疲労回復と睡眠の確保への配慮

- 1 走行計画の作成時に次のことに配慮する
 - ① 十分な休息期間、休憩時間を確保する
 - ② 正常な体内時計となるように起床時間等も配慮する
- 2 点呼等での睡眠状況の確認をより徹底する
- 3 SAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査の実施も配慮する
- 4 「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の活用も配慮する



第4 心理的な変化への配慮

- 1 加齢に伴う影響を十分理解させ、安全な運転行動がとれるよう指導する
- 2 長年の経験が自分ではこれでよいとする「マイルール」とならないよう以下に配慮する
 - ① 指導教育では、相手が気づき、行動修正するアプローチで行う
 - ② 強制的な指導では納得しない点に注意する
- 3 ベテランは、急な休業者の運転を変わる等、無理した運転行動になりがちで、業務に無理がないか十分配慮する

第5 記憶力、認知力の変化への配慮

- 1 交通安全情報マップ（危険マップ）を作成し、走行計画作成時に危険箇所を明示し注意を喚起する
- 2 ヒヤリハット、KYT（危険予知訓練）等により危険感受性の向上を図る
- 3 脳トレーニング等で脳の活性化を図ることも配慮する
- 4 車間距離をあけること、速度超過にならないことを徹底する
- 5 デジタルタコグラフを装備の場合、運転分析を活用し、運転者に運転のクセ等を自覚させ、安全運転を指導する
- 6 GPS等による動態管理をしている場合、健康を含め異常状態を把握した場合の迅速対応ができる体制を整備する

